

意匠分類記号	意匠分類の名称
H2 - 2120	充電器

<b>対応する旧意匠分類</b>		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
H2 - 212	全	充電器
H3 - 320	一	電話機用関連機器
H3 - 615	一	無線通信機用関連機器
H5 - 920	一	電子計算機等付属品

<b>参考分類・参考物品</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H1 - 34200	2極コネクター又は3極コネクター
H7 - 792	電子計算機等付属品
J5 - 00	その他の自動販売機及び自動サービス機
J5 - 1000	自動販売機
K9 - 241	ガソリン計量機

<b>再掲載指示</b>	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

<b>この分類に含まれる物品</b>		
充電器	乾電池用充電器	電気自動車用給電器
携帯電話機用充電器		

**定義**

商用電源等を用いて2次電池(蓄電池及びニッケルカドミウム電池)やバッテリーパックに電気を供給する機器を分類する。  
 付加的にスピーカー機能を有するものであっても、充電が主たる目的のものは、ここに分類する。

Dタームを付与しないもの

登録 1174666 号  
「充電器」



登録 1178147 号  
「充電器」



登録 1172232 号  
「充電器」



A: 置き台型

携帯電話機用充電器等

登録 1143698 号  
デジタルオーディオディスクプレーヤー用  
スピーカー付充電器

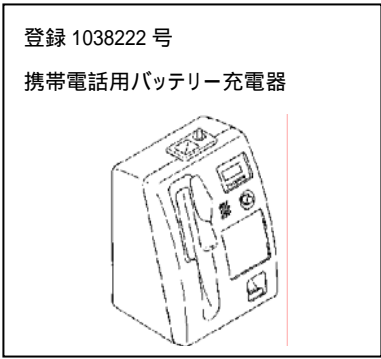


登録 1172718 号  
携帯電話機用  
充電器



B:床置型

電気自動車用、携帯電話機用の  
ユーザー自らが操作し  
対価分だけ充電できる、  
貨幣投入口やカード挿入口を有する  
電気自動販売機等



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

・形状が特定の機器と密接に関連し、専用のものは特定の機器の付属品に分類する(2)。

例えば、ビデオカメラ用はJ3 - 2920

アイロン用はC3 - 819

ドライヤー用はB7 - 3492

電気かみそり用はB7 - 23900

掃除機用はC3 - 4195

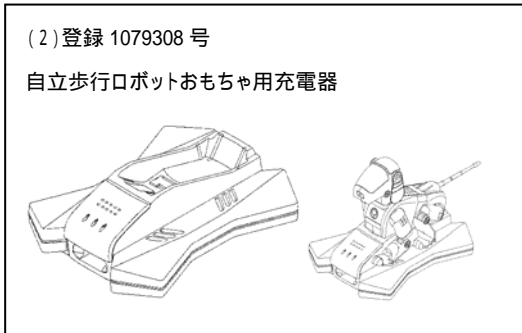
電動歯ブラシ用はC4 - 26 ……等

・情報端末機用などの通信機能付き置き台(クレードル)は、H7 - 792へ。

・太陽電池から電気を得る2次電池の充電器は、電源としての機能の有無に関わらずH1 - 83に分類する

・バッテリーケースは、H1 - 891に分類する。

・充電機能を有していても、スピーカーが主たる機能・形状のものは、H7 - 2322に分類する(3)。



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		
電気供給器		